

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① たな卸資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|--------|---------------|
| 1) 原材料 | 最終仕入原価法による原価法 |
| 2) 仕掛品 | 売価還元法による原価法 |
| 3) 製品 | 売価還元法による原価法 |

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法

ただし、平成10年4月1日以降取得の建物、平成28年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物については定額法を採用
なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物附属設備 8～18年

機械装置 7～10年

工具器具備品 2～8年

② 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充当するため、支給見込額のうち当事業年度の負担に属する部分を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の計算に当たっては、退職一時金制度に基づく期末自己都合要支給額を基礎として計算しております。

③ 株式給付信託引当金

株式給付規程に基づく当社従業員の親会社(大東建託株式会社)株式の給付に備えるため、当期末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

① 当該資産除去債務の概要

本社天王洲事務所をはじめとしたオフィスの賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

主な使用見込期間を賃貸借契約開始から15年と見積もり、割引率は2.64%を使用して資産除去債務の金額を算定しております。

③ 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	0千円
期中増加額	23,087千円
時の経過による調整額	2,377千円
期末残高	25,464千円

④ 備考

令和7年度より資産除去債務を計上しております。それ以前に発生した原状回復義務等については、令和7年度にて遡及処理を行っております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における発行済株式数

普通株式 4,000株